

国会内に省營駅出張所又は交通公社出張所設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年三月十六日

国会内に省管駅出張所又は交通公社出張所設置に関する質問主意書

国会の民主化と其の会期の長期化とは必然的に国会出入者の増加を來し、其の大部を占むる地方人の輸送に対する国会議員の配慮は漸次頰を加えつゝある現状なるが之に対し政府は国会内に省管駅出張所を設け或は交通公社出張所を設置せしめ会期中に於ける之等案内、切符の発売等の便宜を供與し議員の頰を除く去する意志ありや。

右質問す。